

環境活動レポート



株式会社 エコサーブ

活動期間：令和2年4月～令和3年3月

令和3年6月 1日 作成

〔 目 次 〕

- 〔1〕 環境方針.....P1
- 〔2〕 会社概要.....P2・3
- 〔3〕 会社組織図.....P4
- 〔4〕 許認可一覧.....P5～8
- 〔5〕 産業廃棄物収集運搬費単価.....P9
- 〔6〕 産業廃棄物収集運搬登録車両.....P9
- 〔7〕 積替え保管許可内容.....P9
- 〔8〕 環境管理組織図.....P10
- 〔9〕 環境項目実績表及び目標基準値.....P11・12
- 〔10〕 環境目標・取組事項.....P13
- 〔11〕 2020年度 環境目標数値と活動結果報告.....P14・15
- 〔12〕 削減への取組.....P16～19
- 〔13〕 環境関連法規への違反、訴訟等の有無.....P19
- 〔14〕 代表者による全体評価と見直し結果.....P19

環 境 方 針

株式会社エコサーブは事業活動を行っていくなかで、下記のように環境負荷低減と汚染予防活動に取り組めます。

【 基本方針 】

当社が行う事業活動が環境に与える影響を把握し、環境負荷の改善及び低減を目指し、循環型社会への構築と貢献を図ります。

【 行動指針 】

- ・ 省エネ活動によるCO2排出量の削減
- ・ 環境関連の法規則等の遵守
- ・ 廃棄物の分別によるリサイクル率向上化
- ・ 顧客への収集運搬受託廃棄物のリサイクル処理への提案及びリサイクル率の向上
- ・ 車両等新規購入の際に車両の仕様において排気ガス抑制基準及び低燃費性の重視
- ・ 社員の環境問題への意識の向上
- ・ エコマーク商品の積極的購入・使用
- ・ 節水活動の推進

制定:2009年12月15日

改訂:2012年10月 1日

改訂:2016年 6月10日

株式会社 エコサーブ
代表取締役 齋藤 信

〔2〕【 会 社 概 要 】

(1)商号及び代表者名

株式会社 エコサーブ
代表取締役 齋藤 信

(2)所在地

本 社) 〒989-6161 宮城県大崎市古川駅南3丁目17-2
営 業 本 部) 〒981-4264 宮城県加美郡加美町字赤塚471-1
仙 台 支 店) 〒989-3124 仙台市青葉区上愛子字堀切1-14
エコリフォームプラザ`泉) 〒981-3120 仙台市泉区向陽台2丁目2-20
トラックステーション) 〒981-4122 宮城県加美郡色麻町四釜字大原242-1
加美サービスステーション) 〒981-4264 宮城県加美郡加美町字赤塚1番地1

(3)連絡先

TEL 0229-22-6800 (環境管理責任者名 : 佐々木 寿)
FAX 0229-22-6850
URL www.eco-sereve.biz

(4)法人設立

昭和62年 1月 (創業 昭和37年12月)

(5)資本金

3, 500万円

(6)年間売上高

約124, 268万円 (令和2年度)

(7)廃棄物収集運搬実績(令和2年度)

種 別	重量(t)	年間廃棄物種類別集計
産業廃棄物	12,230.2	
特別管理型産業廃棄物	22.0	
一般廃棄物(事業系含む) 可燃物	422.9	
一般廃棄物(事業系含む) 不燃物	14.3	

(8) 事業内容

【 ビル総合管理事業 】

ビル清掃、建築物施設運転及び管理、飲料水貯水槽清掃及び管理、飲料水水質検査、煤煙・粉塵・騒音測定、施設警備業務、害虫駆除管理、毒物・劇物一般販売、その他各種清掃 他

【 環境保全事業 】

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬、事業系一般廃棄物収集運搬、廃水処理施設運転管理、下水道及び排水管路調査・高圧洗浄、水路・管路・河川の浚渫、側溝清掃 他

【 設備工事事業 】

一般建設業(管・水道施設)、給・排水設備工事、浄化槽設備工事、住宅設備工事、電気設備工事、空調・衛生設備工事、貯水槽施設設置修繕工事、水処理設備工事(濾過装置)、除雪業務、浄化槽保守点検等各種保守管理業務 他

【 リフォームリニューアル事業 】

一級建築士設計業務、増改築工事、外構工事、ソーラー発電システム販売、オール電化工事、アパート・マンション・リニューアル工事、店舗・テナント・リニューアル工事、耐震補強工事、防犯・防災工事 他

【 ガソリンスタンド事業 】

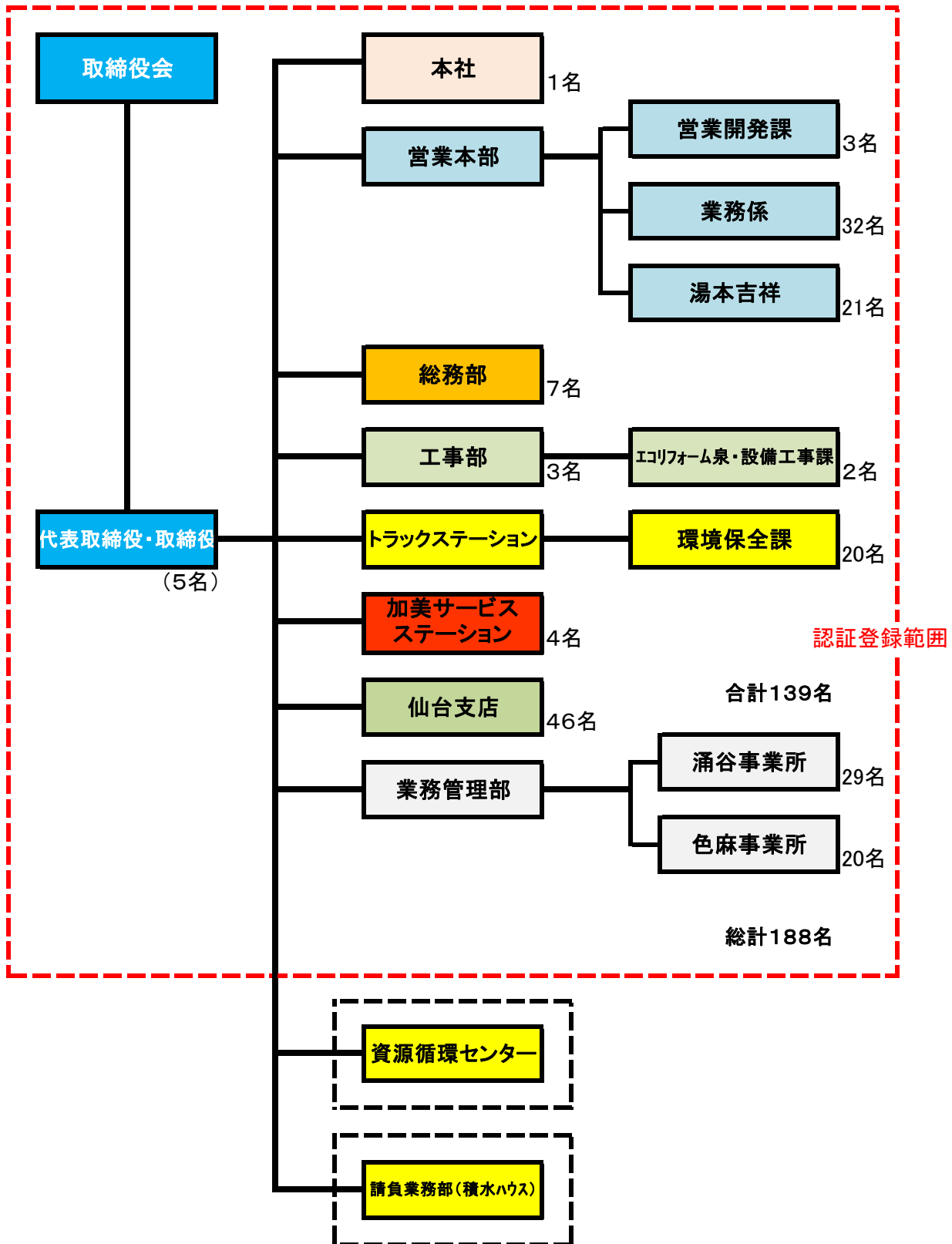
石油製品、タイヤ、ホイール、アクセサリ等販売・洗車・車検・自動車保険

(9) 認証登録範囲

環境保全事業・設備工事事業・ビル総合管理事業・ガソリンスタンド事業
リフォームリニューアル事業

(10) 従業員数:188名

[3]【会社組織図】



※資源循環センター、請負業務部は請負先建物に常駐しており、顧客のEMSへの取り組みに従うことから認証の範囲より除いております。

[4]【 許認可一覧 】

◎ 産業廃棄物収集運搬業許可一覧

都道府県・市区名	許可番号		備考
宮城県	0415001929	許可年月日 平成26年3月10日	積替え保管(保管面積:69.55㎡)
		有効年月日 令和10年3月9日	保管上限:汚泥10㎡・8㎡、廃プラスチック類27㎡、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず8㎡、木くず12㎡ 保管高さ:汚泥2.5m・1.4m、廃プラスチック類3.3m、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず1.4m、木くず2.2m
	事業範囲	積替え又は保管行為を除く)燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、鉱さい、がれき類、家畜ふん尿、ばいじん 以上12種類 積替え又は保管行為を含む)汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず 以上4種類	
宮城県	0455001929	許可年月日 平成30年3月5日	特別管理
		有効年月日 平成37年3月4日	
	事業範囲	廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、廃石綿等、燃え殻、汚泥 以上9種類	
青森県	00201001929	許可年月日 平成27年5月28日	
		有効年月日 平成34年5月16日	
	事業範囲	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上10種類	
岩手県	0300001929	許可年月日 平成25年9月28日	
		有効年月日 平成37年9月27日	
	事業範囲	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上12種類	
秋田県	00504001929	許可年月日 平成28年7月4日	
		有効年月日 平成35年7月3日	
	事業範囲	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん 以上14種類	
秋田県	00554001929	許可年月日 平成28年7月4日	特別管理
		有効年月日 平成35年7月3日	
	事業範囲	廃油、廃酸、廃アルカリ 以上3種類	

都道府県・市区名	許可番号		備考
山形県	0609001929	許可年月日 平成28年7月4日 有効年月日 平成35年7月3日	
	事業範囲	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん 以上14種類	
山形県	0659001929	許可年月日 平成28年6月30日 有効年月日 平成35年6月29日	特別管理
	事業範囲	廃油、廃酸、廃アルカリ 以上3種類	
福島県	00707001929	許可年月日 平成28年6月1日 有効年月日 平成35年5月22日	
	事業範囲	汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上11種類	
東京都	13-00-001929	許可年月日 平成29年1月28日 有効年月日 平成36年1月27日	
	事業範囲	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん 以上11種類	
東京都	13-57-001929	許可年月日 平成27年12月19日 有効年月日 令和9年12月18日	特別管理
	事業範囲	廃油、廃アルカリ 以上2種類	
埼玉県	01101001929	許可年月日 平成25年11月15日 有効年月日 平成37年10月17日	
	事業範囲	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん 以上13種類	
群馬県	01000001929	許可年月日 平成26年1月29日 有効年月日 平成38年1月28日	
	事業範囲	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん 以上11種類	

都道府県・市区名	許可番号		備考
茨城県	00801001929	許可年月日 令和2年5月15日	
		有効年月日 令和9年2月13日	
	事業範囲	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上11種類	
栃木県	0900001929	許可年月日 平成29年7月24日	
		有効年月日 平成36年7月23日	
	事業範囲	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上11種類	

◎ 事業系一般廃棄物処理業務(収集運搬業)

大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	第21-007号	令和5年 3月31日まで
大衡村	第1935号	令和4年3月31日
栗原市	栗原市(環)指令第4125号	令和5年3月31日まで

◎ 排水設備等公認業者

仙台市	第454号	平成35年 3月31日まで
大崎市	第64号	平成35年 3月31日まで
加美町	第6号	平成36年 3月31日まで
色麻町	第15号	平成35年 3月31日まで
富谷町	第126号	平成36年 3月31日まで
美里町	第28号	平成35年 3月31日まで

◎ 水道事業指定給水装置工事事業者

仙台市	第263号	
大崎市	第162号	
加美町	第72号	
色麻町	第10号	
富谷町	第131号	
大和町	第102号	
美里町	第14号	
涌谷町	第64号	

◎ 他 所持許認可

一般建設業	宮城県知事 許可(般-29)第16557号	平成34年 5月 9日まで
一級建築士事務所	宮城県知事登録 第14710064号	令和6年 7月 2日まで
建築物清掃業登録	宮城県16清第3号	平成34年12月26日まで
建築物飲料水貯水槽清掃業登録	宮城県2貯第3号	平成35年 9月 2日まで
医療関連サービスマーク	G(5)-1302041222	平成34年 1月31日まで
警備業	宮城県公安委員会 第22000072号	平成35年12月13日まで
毒物劇物一般販売業登録	大崎第Q00175号	平成35年 2月27日まで
浄化槽清掃業許可(大崎市:古川・三本木)	第16-052号	令和4年 3月31日まで
浄化槽保守点検業者登録(大崎市・加美町・色麻町・大衡村)	宮14保守第197号	令和6年 2月20日まで

〔5〕【産業廃棄物収集運搬費単価(参考)】

	車種	収集運搬費 (1台当. 仕立て便. ワンマン)			廃棄物の種類	備考
		30km未満	30～60km 未満	60km以上		
1	8m ³ 脱着式 コンテナ専用車	20,000円～	23,000円～	26,000円～	廃プラスチック類、木くず、金属くず、がれき類、脱水汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶器くず、廃油等	コンテナ 設置別途
2	25m ³ 脱着式 コンテナ専用車	32,000円～	38,000円～	44,000円～		コンテナ 設置別途
3	4tユニック車	23,000円～	26,000円～	29,000円～		
4	10tダンプ車	30,000円～	36,000円～	42,000円～		
5	2tプレスパック車	18,000円～	21,000円～	24,000円～	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等	
6	4tプレスパック車	22,000円～	25,000円～	28,000円～		
7	8m ³ 天蓋付 完全密封車	28,000円～	32,000円～	36,000円～	有機性汚泥等	コンテナ 設置別途
8	3tバキューム車	20,000円～	23,000円～	26,000円～	高含水率汚泥	作業費別途
9	4t吸引車	35,000円～	39,000円～	43,000円～	高含水率汚泥	作業費別途
10	10t強力吸引車	40,000円～	56,000円～	64,000円～	高含水率汚泥	作業費別途

※上記金額には消費税が含まれておりません。

※上記単価は参考金額であり、実際は廃棄物の性状及び作業性、交通事情等の条件により変動いたします。

〔6〕【産業廃棄物収集運搬登録車両】

10t 強力吸引車	3台
4t 強力吸引車	1台
3tバキューム車	1台
4tユニック車	1台
7m ³ 脱着装置付 コンテナ専用車	6台
10m ³ 脱着装置付 コンテナ専用車	3台
4tプレスパック車	4台
4tコンテナ車	1台
3tプレスパック車	2台
2tダンプ車	1台
キャブ'オーバ'(軽)	1台

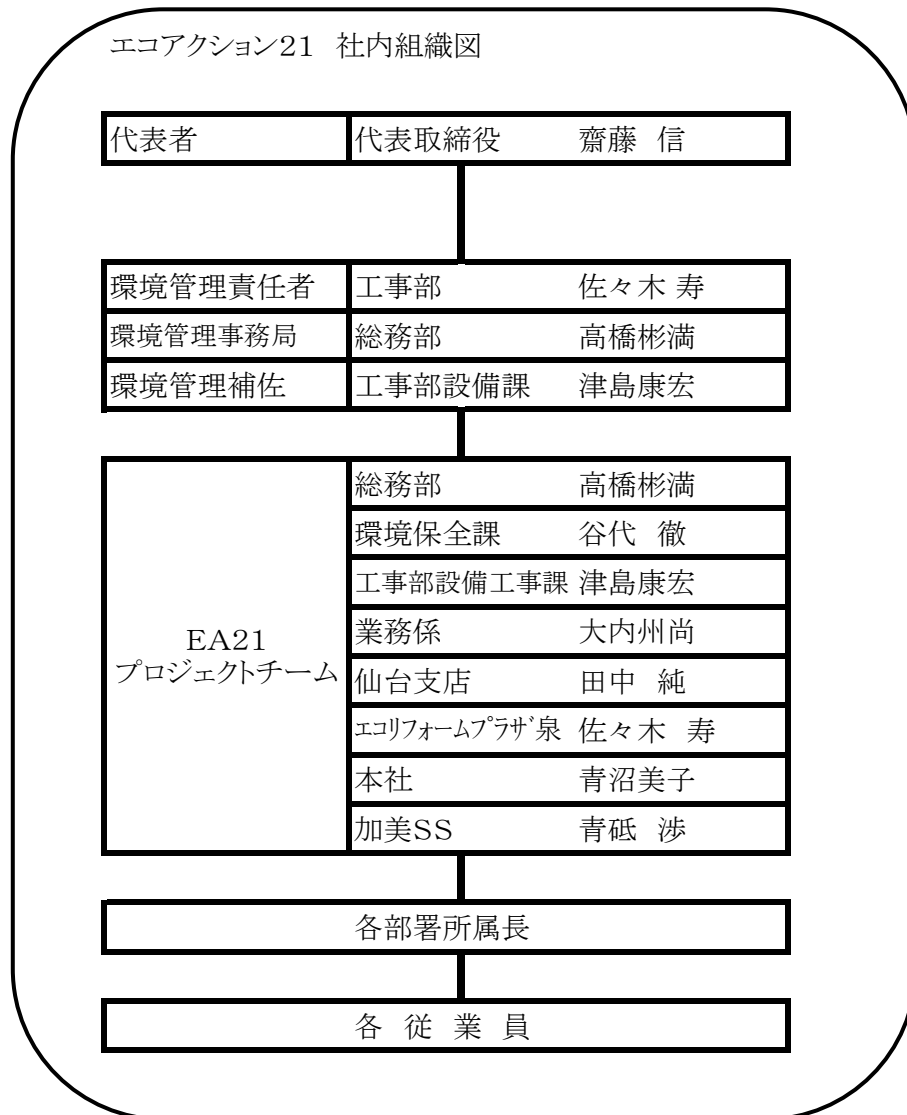
〔7〕【積替え保管許可内容】

所在地:宮城県加美郡加美町赤塚471番地1

面積:1919.80平方メートル、うち保管面積69.5
5平方メートル

産業廃棄物の種類	保管上限(m ³)	保管の高さ(m)
汚泥(タンク積)	10.0	2.5
汚泥(コンテナ積)	8.0	1.4
廃プラスチック類	27.0	3.3
木くず	12.0	2.2
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	8.0	1.4

[8]【 環境管理組織図 】



役割	責任・権限
代表者	環境方針の制定・見直し、EA21責任者の任命、EA21責任者からの報告を受け全体の見直し・指示を行う、環境への取組に関わる必要資源の準備。(代表者として必要経費の承認)経営上の課題とチャンスを整理し活動に反映する。
環境管理責任者	環境管理の全事項、代表者に代わりシステムを構築・運用する、環境目標・取組計画を作成し代表者の承認を受け、EA21プロジェクトチーム・各部署所属長に実施を指示する、環境担当者・事務局の任命、環境会議の開催、代表者への報告
環境管理事務局	EA21責任者への補佐
環境管理補佐	事務局の補佐
EA21プロジェクトチーム	環境管理事項の検討・提案、部署内報告・提案のまとめ、環境会議への出席、是正対策の検討・提案
各部署所属長	各部門・現場への指示・伝達
各従業員	環境目標の実施・報告

【9】【2020年度～2022年度環境項目実績表及び目標基準値】

種 別		2019年度実績ベース	2020年度 目標 (2020年4月～2021年3月)	2021年度 目標 (2021年4月～2022年3月)	2022年度 目標 (2022年4月～2023年3月)
二酸化炭素排出量 (単位:kg-CO ₂)	本社・本部	96,044.2	95,159.4 1%減	94,207.8 2%減	93,256.2 3%減
	トラックS	489,265.5	480,176.4 2%減	475,374.6 3%減	470,572.9 3%減
	加美SS	23,399.4	23,083.5 2%減	22,852.7 3%減	22,621.8 4%減
	仙台	42,372.2	41,251.4 3%減	40,838.9 4%減	40,426.4 5%減
	泉	9,774.5	9,285.8 1%減	9,192.9 2%減	9,100.0 3%減
	会社全体	660,855.8	648,956.53	642,466.92	635,977.32
電力使用量 (単位:kWh)	本社・本部	24,082.0	25,388.1 1%減	25,134.2 2%減	24,880.3 3%減
	トラックS	8,380.0	8,176.4 3%減	8,094.6 4%減	8,012.9 5%減
	加美SS	22,444.0	22,219.6 1%減	21,997.4 2%減	21,775.2 3%減
	仙台	9,698.0	9,116.1 1%減	9,024.9 2%減	8,933.8 3%減
	泉	6,083.0	7,332.0 1%減	7,258.7 2%減	7,185.4 3%減
	会社全体	70,687.0	72,232.2	71,509.8	70,787.5
ガソリン使用量 (単位:l)	本社・本部	24,014.6	24,242.7 1%減	24,000.3 2%減	23,757.8 3%減
	トラックS	2,218.6	1,617.3 1%減	1,601.1 2%減	1,584.9 3%減
	加美SS	1,136.5	1,274.9 1%減	1,262.2 2%減	1,249.4 3%減
	仙台	12,213.9	10,026.3 8%減	9,926.1 9%減	9,825.8 10%減
	泉	1,535.1	1,736.1 1%減	1,718.8 2%減	1,701.4 3%減
	会社全体	38,900.0	38,897.3	38,508.3	38,119.4
軽油使用量 (単位:l) 目 標 (設定値4.85l/万円に て算出)	本社・本部	10,003.0	9,802.9 1%減	9,704.9 2%減	9,606.9 3%減
	トラックS	181,912.9	179,413.59 2%減	177,619.5 3%減	175,825.3 4%減
	加美SS	2,114.0	2,071.7 2%減	2,051.0 3%減	2,030.3 4%減
	仙台	2,949.9	4,307.8 1%減	4,264.7 2%減	4,221.6 3%減
	泉	使用実績無し	使用実績無し	使用実績無し	使用実績無し
	会社全体	15,066.9	195,596.03	193,640.07	191,684.11

種 別		2019年度実績ベース	2020年度 目標	2021年度 目標	2022年度 目標
			(2020年4月～2021年3月)	(2021年4月～2022年3月)	(2022年4月～2023年3月)
一般廃棄物排出量 (単位:kg)	本社・本部	264.7	262.1 1%減	259.4 2%減	256.8 3%減
	トラックS	396.3	392.3 2%減	388.4 3%減	384.5 4%減
	加美SS	720.2	713.0 1%減	705.9 2%減	698.7 3%減
	仙台	759.7	186.3 1%減	184.4 2%減	182.6 3%減
	泉	75.2	105.1 1%減	104.0 2%減	103.0 3%減
	会社全体	1,819.8	1658.8	1642.1	1625.5
用水使用量 (単位:m ³)	本社・本部	431.0	426.7 1%減	422.4 2%減	418.2 3%減
	トラックS	151.0	149.5 1%減	148.0 2%減	146.5 3%減
	加美SS	708.0	700.9 1%減	693.9 2%減	686.9 3%減
	仙台	173.0	101.5 1%減	100.5 2%減	99.5 3%減
	泉	13.5	29.1 1%減	28.8 2%減	28.5 3%減
	会社全体	1,325.5	1407.7	1,393.6	1,233.1
産業廃棄物リサイクル率の向上 (単位:%)	会社全体	41.0%	48.0% 7%増	49.0% 8%増	50.0% 9%増
化学物質使用量の削減 (適正管理)	会社全体	事故・法令違反の無いよう、適正管理する。 (対象がスタンドにおけるガソリン・灯油の為)			
省エネ商材の提案・設置	会社全体	-	10件以上	10件以上	10件以上

※上記目標値の購入電力の二酸化炭素排出係数は、温対法に基づき算出された2020年度東北電力(調整後)「排出係数0.457」を使用しております。

〔10〕【 環境目標・取組事項 】

1) 省エネ活動によるCO2排出量の削減
①不要照明の消灯(不在席コーナーの消灯) ②運転中止時の電源オフ(作業場機器、TV、ラジオ等) ③エアコン温度調節 [夏期:28℃、冬期:24℃]
2) 環境関連の法規則等の遵守
①車両の点検整備の徹底 ②車両の走行距離の低減 ③エコドライブの徹底 ④制限速度厳守 ⑤関連法規最新版の確認
3) 廃棄物の分別によるリサイクル率向上化
①廃棄物分別の徹底 ②廃棄量の把握(排出日及び数量の記入) ③コピー用紙の裏紙使用の徹底 (裏紙保管時の注意事項表示)
4) 顧客への収集運搬受託廃棄物のリサイクル処理への提案及びリサイクル率の向上
①廃棄物の適正な分別処理と管理 ②配備車両への「エコアクション21ロゴマーク」の表示 ※2020年1月使用規制一部追訂 ③受付・応接室・会議室への活動表示及び環境活動レポートの備付け ④営業社員による環境配慮に関わる情報発信
5) 車両等新規購入の際に車両の仕様において排気ガス抑制基準及び低燃費性の重視
①低燃費車両の導入 ・アドブルーマフラー搭載装備車両の導入
6) 社員の環境問題への意識の向上
①各部署幹部参加型の環境活動の打合せを開催し、その内容を各所属員へ説明し周知する。 ②全従業員へ「環境カード」を配付・携帯 ③職場改善事例の社内紹介と展開
7) エコマーク商品の積極的購入・使用
①備品等購入時のエコマーク製品の選択 ②「エコめがね」(太陽光発電遠隔監視)の利用
8) 節水活動の推進
①散水時の節水 ②手洗い時の節水 ③漏水有無の点検

〔11〕【 2020年度 環境目標数値と活動結果報告 】

※ 2020年度 12ヶ月の合計数値(2020年4月～2021年3月)

種 別	対目標 削減率	2020年度 目標	2020 結果	達成評価 ○ or ×	
二酸化炭素排出量 (単位:kg-CO2)	本社・本部	1%減	95,159.4	68,609.2	○
	トラックS	4%増	480,176.42	498,182.50	×
	加美SS	12%減	23,083.5	20,242.8	○
	仙台	9%減	41,251.4	37,723.9	○
	泉	8%減	9,285.8	8,546.5	○
	会社全体	2%減	648,956.5	633,304.8	○
電力使用量 (単位:kWh)	本社・本部	2%減	25,388.1	24,234.0	○
	トラックS	8%増	8,176.4	8,793.0	×
	加美SS	7%増	22,219.6	23,718.0	×
	仙台	2%減	9,116.1	8,943.0	○
	泉	10%減	7,332.0	6,590.0	○
	会社全体	0.6%増	72,232.2	72,278.0	△
ガソリン使用量 (単位:l)	本社・本部	29%減	24,242.8	17,299.0	○
	トラックS	49%増	1,617.3	2,402.1	×
	加美SS	24%減	1,274.9	974.8	○
	仙台	11%増	10,026.3	11,174.7	×
	泉	37%増	1,736.1	2,384.0	×
	会社全体	12%減	38,897.4	34,234.6	○
軽油使用量 (単位:l) 目 標 (設定値4.85l/万円にて算 出)	本社・本部	37%減	9,802.9	6,190.6	○
	トラックS	3%増	179,413.59	185,420.10	×
	加美SS	9%減	2,071.7	1,886.2	○
	仙台	33%減	4,307.8	2,868.7	○
	泉		-	-	-
	会社全体	0.4%増	195,596.0	196,365.6	△

※上記目標値の購入電力の二酸化炭素排出係数は、温対法に基づき算出された2020年度東北電力(調整後)

「排出係数0.457」を使用しております。

種 別	対目標 削減率	2020年度 目標	2020 結果	達成評価 ○ or ×	
一般廃棄物排出量 (単位:kg)	本社・本部	22%減	262.1	203.2	○
	トラックS	3%増	392.3	250.80	○
	加美SS	20%減	713.0	570.1	○
	仙台	2%減	186.3	182.1	○
	泉	17%減	105.1	87.7	○
	会社全体	22%減	1,658.7	1,293.9	○
用水使用量 (単位:m ³)	本社・本部	4%減	426.7	410.0	○
	トラックS	11%減	149.5	133.0	○
	加美SS	2%減	700.9	685.0	○
	仙台	51%増	101.5	153.0	×
	泉	48%減	29.1	15.0	○
	会社全体	1%減	1407.7	1,396.0	○
産業廃棄物リサイクル率の向上 (単位:%)	会社全体	8.4%増	47.0%	38.6%	×
化学物質使用量の削減 (適正管理)	会社全体	事故・法令違反の無いよう、適正管理する。 (対象がスタンドにおけるガソリン・灯油の為)			○
省エネ商材の提案・設置 (太陽光発電設置件数)	会社全体	-	10件	3件	×

取組への評価・次年度への取り組み

2020年度二酸化炭素排出量目標値648,956.5kg-CO₂に対し実績633,304.7kg-CO₂で、目標比15,651.75kg-CO₂減(97.5%)の結果で、2019年度実績比でも25,206.38kg-CO₂の抑制につながりました。特にガソリン使用量は、全体で目標比4,662.8リットルの減で二酸化炭素排出量換算10,825.4kg-CO₂分の抑制につながりました。ガソリン使用量は、軽油使用量と同様に業務(売上げ)に比例し、変動する幅が大きく表れますが、各事業所にて常にエコ運転、安全運転励行を喚起したことも、その効果として表れたものと思います。また、使用量割合の高いトラックステーション軽油使用量目標値について、軽油使用量も売上に比例し変動幅が大きくなることから、売上げ変動に左右されない一定基準で目標、実績を比較できるよう、役員との相談とアドバイスをいただき、売上げ1万円当たりの軽油使用量を算出し、2020年度目標比をもとめてみました。この目標値算出においては、次年度以降も同算出方法で行い、その検証結果をもとに運用を行ってまいります。

4) 社内活動

①トラックステーション敷地内の植栽拡充(会社主導)



②トラックステーション敷地内看板の更新張替え(会社主導)

- 敷地内側の板面を社名表示から「安全コール」の表示に変更し、車両出がけの意識向上を図りました。



敷地内側



外側

EA21ロゴマーク表示

③住民拠点サービスステーション登録(会社主導)

- 資源エネルギー庁「住民拠点SS」に登録。資源エネルギー庁ホームページに掲載・公表
- 地震災害時等、非常時の燃料供給に対応できるよう加美SSに発電機を新規導入設置。



加美給油所 加美町字赤塚1番地1



デンヨー-TLG=8LSK-D 7.0KVA
三相4線式200V級自家発電機の導入により
災害・停電時でも燃料供給が可能となりました。

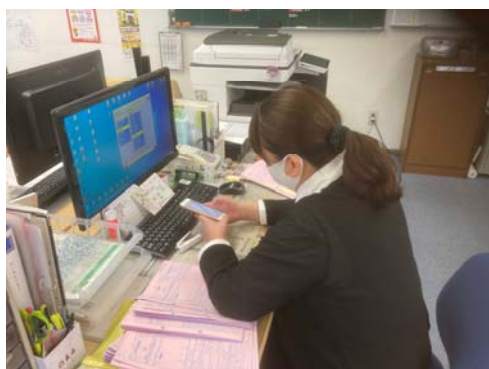
5) 社内研修活動

①災害時の緊急連絡体制の訓練実施

・2月11日発生の福島県沖地震の際は、スムーズな従業員安否と被害有無確認が取れました。



災害用伝言ダイヤルの基本操作説明



携帯電話で実際に操作

②安全運転管理者会からの安全運転管理情報を社内全体で周知展開。

・抜粋の安管ニュース他にあおり運転、ながら運転、酒気帯び運転の厳罰化、事故事例等



【6月30日からあおり運転が厳罰化されます！】
2017年6月の東京高速道路でのあおり運転が原因する死亡事故33件、社会問題化していましたが、このほかあおり運転を「危険運転」で規定するとともにその罰則を強化した改正道路交通法施行が議論を巻き、6月30日から施行されることになりました。

【妨害運転とは】
道路交差点の付近を通過する目的で、一定の速度（時速100km/h以上の道路は150km/h以下）を維持し、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（違反点数2点、次期検定2年）に処せられます。これまでは、車間距離不保持等による反則処理の場もありましたが、今後は、反則の適用は拡大し、悪質なあおり運転が適用されることとなります。

【安全運転 厳罰（あおり）運転の厳罰化と100km/h未満】



【自動車運転処罰法の適用範囲拡大】
飲酒運転等の危険な運転をして、人身事故を起こした場合、道路交差点の幅を離れ「自動車運転処罰法（特別法）」によって処罰されます。その適用範囲が「妨害運転」にも拡大され、7月2日から施行されます。従来対象であった「アルコールや薬物で正常な運転ができない状態を維持する」、「視界が不十分な状態で運転する」、「危険なやりかた」等に加え、「急発進による急停止」や「急ブレーキによる急停止」等が適用されることとなります。また、酒気帯び運転が適用されると、人身事故発生後15年以内の懲役（違反点数4点～5点、次期検定5年～7年）、死亡事故発生後15年以上20年以内の懲役（違反点数2点、次期検定5年）となります。

【免許取り消し】
お份かりとおり、「妨害運転」は一発で免許取り消しになります。そして、次期検定も最低でも2年、危険運転処罰法に問われれば、5年間も運転免許を取得できないこととなります。飲酒運転と同様に仕事を失うことになりかねないため、従業員の皆さんに働きかけてください。

令和2年6月号



横断歩道は歩行者優先！緊急要請！

【事例】
通学児童の保護者講習活動をしていただくことですが、ドライバーのほとんどの方は「横断歩道は歩行者優先」が交通ルールであることを知らないかと思えます。先日、県内某小学校通学路の丁字路交差点付近に立って、県安管オリジナルの講義「歩行者優先」を聴き、通学児童の交通講習を行いました。5人程の小学生を安全に横断させるために、旗を出しドライバーの目を見て横断の意思を示しているにもかかわらず、目の前を横切ろうと走り出す児童がいました。驚かすおぼろげに車を制動させたドライバーで過ぎて行きましたが、交通違反の認識がないのでしょうか。私たちの啓発活動はまだ足りないと思われられたエピソードです。

【「横断歩道の歩行者優先は反則金」で知っていますか？】
皆さんは、横断歩道に歩行者がいる場合は、手前必ず一時停止して、歩行者に先を譲っていますか？「運転マナー」教習に考え、私が同じ歩行者の人がよいのでは？歩行者が来てくれるのを伺い、我々も歩行者の安全を確保してあげたいです。これは原則「横断歩道等歩行者」と呼ばれる交通違反であり、警察官に検挙されたら、違反点数2点、大型車12,000円、普通車9,000円、二輪車7,000円、原付車等6,000円の反則金を科せられることとなります。

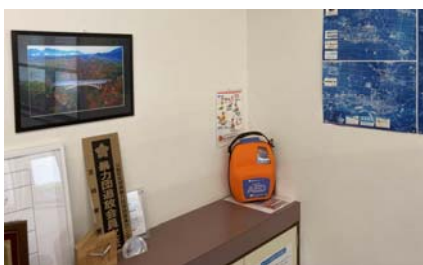
【信号機のない交差点での一時停止率】
2022年自動車検定が2019年に実施した「信号機のない横断歩道」における一時停止率の調査結果によりますと、歩行者が来ようとしている状態で一時停止した率は全国平均で17.1%、併走として4割以上の車が止まらないことがわかりました。一時停止率も高かった長野県の6.6%に対し、宮城県は7.4%で全国ワースト6位という結果でした。

【警察からの協力要請】
最近、横断歩道における高齢歩行者等の交通事故が多発していることあり、警察では対策を強化しています。通称「高齢者安全対策」の地区交通安全協議会分析委員の定期警察官が各協会にお見えになり、「横断歩道は歩行者優先」の横断に協力してほしいとの要請がありました。当協会では、昨年、活動の重点として取り組んでいることを警察等と共に、ラジオスポット放送や歩行者優先のオリジナル講義の普及、ホームページへの掲載等の活動を継続することをお伝えしましたので、委員の警察との協力をお願いいたします。啓発用のチラシなどを添付しますので安全運転管理にご活用下さい。

令和2年10月号

③AED(自動体外式除細動器)の導入と取扱い研修(営業本部内設置)

・総務部にて実際にAED本体を使用して模擬操作を行いました。



・営業本部事務所へ設置

・実際に本体の音声案内を聞きながら模擬操作を行う。

・動画を視聴し、全体の取扱いの流れを確認。



6) 地域での環境活動

・6月1日に営業本部前の町道のゴミ拾いによる環境美化活動を実施いたしました。



太陽光システム発電量

設置個所(システム容量)	年間発電量
営業本部(20kw/h)	12, 939kw
トラックS(18.3kw/h)	18, 873kw
合計	31, 812kw

上記2箇所の太陽光システムで、営業本部・トラックステーションの年間使用量(29, 030kw)を上回る発電をしておりました。

〔13〕【 環境関連法規への違反、訴訟等の有無 】

主な環境関係法令	違反の有無	訴訟の有無
廃棄物処理法	無	無
毒劇物取締法	無	無
水質汚濁防止法	無	無
浄化槽法	無	無

令和3年4月1日に、当社チェックリスト及びクレーム受付・処理カードにて確認した結果環境関連法規への違反はございませんでした。
又、関係当局からの違反等の指摘・指示もございません。

〔14〕【 代表者による全体評価と見直し結果 】

2020年度はコロナ禍での業務対応を余儀なくされており、その中での活動という事で大変苦労したのではないかと思います。その中でも当社主力の環境保全事業において新たな試算方法に取り組んだことを評価したい。

業務形態もこの情勢に合わせてだいぶ変化してきており、特に温暖化の影響か夏場のエアコン使用による電力消費量が上がっているが、熱中症予防も考え単純な省エネ化とは別の方法を検討したい。

株式会社 エコサーブ

代表者 齋藤 信